

○厚生労働省令第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）

第五条第一号の規定に基づき、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬局等構造設備規則の一部を改正する省令

薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十三号の柱書きに次のただし書きを加える。

ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び

器具を備えていれば足りるものとする。

第一条第一項第十三号イ中「(二〇)c及び二〇〇ccのもの)」を削り、同号ル中「及びピペツト台」を削り、同号ヲ中「及び」を「又は」に改め、同号カ中「及びロート台」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。